

証券コード：2009

平成31年3月11日

株 主 各 位

福岡県うきは市吉井町276番地の1

鳥越製粉株式会社

代表取締役会長兼社長 鳥 越 徹

第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年3月27日（水曜日）午後5時45分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年3月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県うきは市吉井町1001番地4
うきは市文化会館
末尾に記載のご案内用略図をご参照願います。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第84期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
 2. 第84期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
1. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.the-torigoe.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、米中貿易摩擦問題の動向が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動などにより、先行きは不透明な状況にあります。

食品業界におきましては、健康志向にマッチした商品のニーズが増加する一方、消費者の低価格志向が依然として根強く、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中にあつて当社は、当期より新たな中期経営計画「TTC150 Stage 1」をスタートさせ、持続的成長に向けた諸施策に取り組みました。当期の主な成果としては、低糖質食品のパイオニアとして、「パンdeスマート」シリーズの更なる拡充を行いました。また、当社グループにおける事業の再構築を図るため、運送事業子会社の売却や、子会社事業の一部譲渡を行い、経営資源の選択と集中を実行しました。

販売面につきましては、小麦粉の製品価格の値上げやミックスの出荷数量が増加したことなどにより、売上高は203億2千1百万円と前年同期に比べ1億8千4百万円(0.9%)の増収となりました。

収益面につきましては、価格改定を契機とした販売競争が激化するなか、原材料費や労務費、物流費等が増加した結果、経常利益は14億5千2百万円と前年同期に比べ2億4千7百万円(14.6%)の減益、当期純利益は固定資産売却益を計上した結果、11億4千7百万円と前年同期に比べ2千7百万円(2.4%)の減益となりました。

各部門の概況は次のとおりであります。

製粉部門

販売競争の激化により小麦粉の出荷数量は減少しましたが、輸入小麦の政府売渡価格引き上げに伴い製品価格の値上げを実施した結果、売上高は、109億7千3百万円と前年同期に比べ1億8千5百万円(1.7%)の増収となりました。

ミックス類等加工食品部門

加工食品の販売が減少しましたが、低糖質食品シリーズ「パンdeスマート」の売上が順調に上伸した結果、売上高は67億9千7百万円と前年同期に比べ9千6百万円（1.4%）の増収となりました。

精麦飼料部門

精麦の主要販売先である焼酎業界の需要が伸び悩むなか販売競争が激化し、製品の出荷数量が減少した結果、売上高は25億4千9百万円と前年同期に比べ9千7百万円（3.7%）の減収となりました。

部門別売上高の状況

部 門	平成29年度（第83期）		平成30年度（第84期）		対 前 期 比 較	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年対比
製 粉 部 門	百万円 10,788	% 53.6	百万円 10,973	% 54.0	(増) 百万円 185	% 101.7
ミックス類等 加工食品部門	6,700	33.3	6,797	33.5	(増) 96	101.4
精麦飼料部門	2,647	13.1	2,549	12.5	(減) 97	96.3
合 計	20,136	100.0	20,321	100.0	(増) 184	100.9

(2) 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は4億1百万円であり、その主なものは次のとおりです。

当期中に完成ならびに取得した主要設備

静岡工場	機械装置更新
東京工場	機械装置更新
福岡工場	機械装置更新

(注) 上記、当期中に完成ならびに取得した主要設備の投資総額は1億5千7百万円です。

(3) 資金調達の状況

当期中に実施いたしました設備投資の資金は、自己資金によっております。

(4) 対処すべき課題

昨年12月に米国を除く「環太平洋経済連携協定」(TPP11)が、2月には「日EU経済連携協定」(EPA)がそれぞれ発効し、また、日米間の「物品貿易協定」(TAG)交渉の行方にも注目が集まっています。これら貿易のグローバル化、自由化の進展により、当社事業の主要な原料である小麦・大麦を始めとする輸入穀物からその二次加工輸入食品まで、関税の撤廃や順次引き下げが行われ、原料取得や製品販売を巡って企業間競争は更に激しさを増し、業界構造に多大な影響を及ぼすことが予想されます。

本年は中期経営計画「TTC150 Stage 1」の二年目であり、更にスピードを上げて基本方針や諸施策の実行に取り組み、特に、健康志向の高まりから機能性が高く評価され、今後市場の拡大が見込める穀物を中心とした食品事業を更に推進し、健康な社会づくりに貢献して参ります。

当社としましては、役職員一同、時代の変化に適時・適切に対応し、「得意先の繁栄のために奉仕する」という企業理念を実践し、「世の中になくてはならない企業」の実現を目指して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成27年度 (第81期)	平成28年度 (第82期)	平成29年度 (第83期)	平成30年度 (当期)
売 上 高	百万円 21,546	百万円 20,852	百万円 20,136	百万円 20,321
当 期 純 利 益	904	995	1,175	1,147
1株当たり当期純利益	38円88銭	42円77銭	50円49銭	49円30銭
総 資 産	40,543	38,278	39,424	39,597
純 資 産	31,480	30,238	31,840	31,494

- (注) 1. 第82期に当期純利益が増加した主な理由は、原材料費、電力費、販売費、人件費等の諸経費が減少したことなどによるものです。
2. 第83期に当期純利益が増加した主な理由は、ミックス類等加工食品部門の売上高の増加、生産性の向上、採算を重視した営業活動の結果、各部門の収益が改善したことによるものです。
3. 当期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 百万円	当社の出資比率 %	主 要 な 事 業 内 容
中島精麦工業株式会社	16	100.0	精麦加工業、飼料加工業。
中島倉庫株式会社	16	100.0	倉庫業。
株式会社カネニ	10	100.0	小麦粉、飼料米穀等の卸売業。
株式会社大田ベーカリー	20	99.0	パン類の製造・販売。
久留米製麺株式会社	10	70.4	生麺類の製造・販売。

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 企業結合の経過

ア) 当連結会計期間中に株式会社富士鳩急送の全株式を売却したことにより、同社は当社の子会社ではなくなりました。

イ) 平成31年1月1日付で中島倉庫株式会社は中島精麦工業株式会社との吸収合併により、消滅しました。

④ 企業結合の成果

当社は上記の重要な子会社5社を連結対象子会社としております。当期の連結売上高は226億2千8百万円（前期比3.2%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は11億2千2百万円（前期比4.8%減）となりました。

⑤ 技術提携等の状況

ア) アメリカのプレミックス、ベーカリーマシンの製造販売会社であるドーン・フード・プロダクツ社と技術提携を行っております。

イ) ドイツの製菓、製パン用原材料の製造販売会社であるウルマ・シュパッツ社と業務提携を行っております。

- ウ) イギリスのイースト（酵母）の製造販売会社であるABマウリ社の輸入総代理店である豊通食料株式会社と継続的売買契約を結んでいます。
- エ) アメリカの機能性食品素材の製造販売会社であるファイバースター社と業務提携を行っております。

(7) 主要な事業内容

部 門	主 要 製 品
製 粉 部 門	小麦粉（パン用・めん用・菓子用）、ライ麦粉、ふすま
ミックス類等加工食品部門	業務用プレミックス、家庭用プレミックス、製パン・製菓用原材料、品質改良剤、日持向上剤、冷凍食品、ドライイースト、食塩、米粉、雑穀加工品、大麦粉
精麦飼料部門	押麦、焼酎用等の原料麦、麦ぬか、加熱圧ぺんとうもろこし2種混合飼料、圧ぺん麦、配合飼料

(8) 主要な営業所および工場

本 店	福岡県うきは市吉井町276番地の1
本 社	福岡市博多区比恵町5番1号
事 務 所	東京事務所（東京都）
営 業 所	精麦カンパニー〔製造工場を含む〕（福岡県） 福岡営業所（福岡県） 広島営業所（広島県） 大阪営業所（大阪府） 名古屋営業所（愛知県） 東京営業所一課（東京都） 東京営業所二課（東京都） 仙台営業所（宮城県）
工 場	吉井工場（ライ麦製粉工場、ミックス工場）（福岡県） 福岡工場（製粉工場）（福岡県） 広島工場（製粉工場）（広島県） 大阪工場（ミックス工場）（大阪府） 静岡工場（製粉（小麦粉・ライ麦粉）、加工食品工場）（静岡県） 東京工場（ミックス工場）（千葉県）

(注) 平成31年1月1日付で東京営業所一課と東京営業所二課とを統合して東京営業所と改組しました。

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
257名	(増) 3名	40.9歳	16.6年

(注) 上記従業員数には、臨時雇員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,071
株式会社福岡銀行	755
株式会社広島銀行	400
株式会社佐賀銀行	388
株式会社北九州銀行	300

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
(2) 発行済株式の総数 26,036,374株 (自己株式 2,762,724株を含む)
(3) 株主数 10,705名 (前期末比減 742名)
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 鳥 越 商 店	1,420 ^{千株}	6.1%
三 菱 商 事 株 式 会 社	1,300	5.6
三 井 物 産 株 式 会 社	1,300	5.6
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,162	5.0
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,145	4.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	762	3.3
株 式 会 社 広 島 銀 行	730	3.1
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	630	2.7
損 害 保 険 ジャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	567	2.4
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	550	2.4

- (注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式2,762,724株があります。
2. 持株比率は自己株式 (2,762,724株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
鳥越 徹	代表取締役会長兼社長	
高峰 和宏	取締役副会長 (製造本部管掌)	
鵜戸 正方	取締役常務執行役員 (製造本部長、エンジニアリング部担当)	
中川 龍二三	取締役常務執行役員 (管理本部長、経理部長)	
田中 優次	取締役	西部瓦斯株式会社 代表取締役会長 株式会社西日本フィナンシャルホールディングス 社外取締役監査等委員 広島ガス株式会社 社外監査役 若築建設株式会社 社外取締役
楠原 秀俊	常任監査役(常勤)	
池長 大五郎	監査役(常勤)	
山出 和幸	監査役	弁護士
秀島 正博	監査役	公認会計士・税理士 メディアファイブ株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役 田中 優次氏は、社外取締役です。
2. 監査役 山出 和幸氏および同 秀島 正博氏は、社外監査役です。
3. 監査役 秀島 正博氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 田中 優次氏ならびに監査役 山出 和幸氏および同 秀島 正博氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出ております。
5. 当社は、社外取締役1名および社外監査役2名との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員 名	報酬等の額 千円	摘 要
取 締 役	5	143,332	平成20年3月28日開催の第73期定時株主総会の決議による報酬の額 取締役 年額240百万円以内 (うち社外取締役 10百万円以内) ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。
監 査 役	4	29,434	平成20年3月28日開催の第73期定時株主総会の決議による報酬の額 監査役 年額55百万円以内
計 (うち社外)	9 (3)	172,766 (7,600)	

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	重要な兼職内容	当社との関係
取 締 役	田 中 優 次	西部瓦斯株式会社	代表取締役会長	(注) 1
		株式会社西日本フィナンシャルホールディングス	社外取締役監査等委員	(注) 2
		広島ガス株式会社	社 外 監 査 役	(注) 2
		若築建設株式会社	社 外 取 締 役	(注) 2
監 査 役	秀 島 正 博	メディアファイブ株式会社	監 査 役	(注) 2

(注) 1. 当社は西部瓦斯株式会社の株式を120千株所有し、同社は当社の株式を394千株所有しております。

2. 重要な取引および特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	田 中 優 次	当事業年度開催の取締役会12回のうち8回出席し、経営者としての豊富な経験に基づき発言を行っております。
監査役	山 出 和 幸	当事業年度開催の取締役会12回および監査役会10回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
	秀 島 正 博	当事業年度開催の取締役会12回および監査役会10回の全てに出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由

① 会計監査人の報酬等の額

29,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

29,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積り等の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他企業集団における業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

- ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ア) 当社は、職務執行に係る情報を文書により保存しております。
 - イ) 当社監査役会または当社監査役会が指名する監査役が求めたときは、代表取締役は何時でも当該文書を閲覧または謄写に供しております。
- ② 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア) 当社グループは、危機発生時に適切かつ迅速な対応ができるよう危機管理マニュアルを策定し、役員および社員に周知徹底しております。
 - イ) 当社グループでは「食の安全・安心」を確保するため、当社に品質保証室を設置し、品質管理体制を一層強化しております。
- ③ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア) 当社グループにおいては、取締役の任期を選任後1年内とするとともに、当社においては、執行役員制度の導入によって意思決定および監督機能と業務執行機能を分離し、また、グループ各社については、当社から取締役や監査役を派遣し、グループ各社の経営を監督することなどにより、当社グループの経営の効率性を確保するよう努めております。
 - イ) 当社グループの業務執行に関わる協議につきましては、当社は取締役、監査役および執行役員による役員会を開催し、グループ各社にも当社に準じて取締役、監査役による役員会を開催させるようにしております。
- ④ 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア) 当社グループは、経営の効率性、透明性を向上させ、企業価値および株主利益を増大させることをコーポレート・ガバナンスの基本的

な考え方としており、そのために経営環境の変化に迅速に対応できる体制を確立し、またコンプライアンス経営を徹底させております。

イ) 当社グループは、コンプライアンス面において「企業理念」および「行動規範」を制定し、企業倫理や法令を厳守することを明確にするとともに、実際の事業活動においてとるべき具体的な行動をコンプライアンスマニュアルにまとめ、当社グループの役員および社員が高い倫理観を維持・向上するよう努めております。

ウ) 当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとります。

エ) 当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は監査役4名で構成され、うち2名は社外監査役であります。当社グループでは、監査役は取締役会等重要な会議には常時出席し、取締役の職務執行を十分に監査できる体制となっております。

⑤ グループ各社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

当社グループにおいては、「企業理念」、「経営方針」、「行動規範」等をグループ各社に周知徹底しております。また、グループ各社に関わる重要案件については、グループ各社の取締役等をして当社に報告させたいうで、当社取締役会に付議する体制をとっております。

⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性と指示の実効性の確認に関する事項

ア) 当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」といいます。）を求められた場合には、関連する部署のスタッフをして、監査役から職務の委嘱を受け、監査役の補助を行わせることとしております。

イ) 当社が監査役補助者を設置する場合、監査役補助者の任命・解任・人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会において決定するものとし、取締役会からの独立性を確保いたします。

ウ) 当社が監査役補助者を設置する場合、監査役補助者は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従う体制といたします。

- ⑦ 当社グループの取締役および使用人ならびにグループ各社の監査役が当社監査役に報告をするための体制ならびに当該報告者が不利な取扱いを受けないための体制

ア) 当社監査役は必要に応じて、当社グループの会計監査人、取締役、使用人およびグループ各社の監査役に対して報告を求めるとしております。また、当社監査役は、当社取締役会等重要な会議には常時出席し、意見を述べております。

当社グループの取締役および使用人ならびにグループ各社の監査役は、法令違反行為など当社またはグループ各社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象については、これを発見次第、当社監査役に報告することとしております。

イ) 当社グループでは、当社監査役へ前号の報告等を行った者に対し、当該報告等をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、周知徹底をしております。

- ⑧ 監査役の職務執行について生ずる費用に関する事項

当社監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用は、当社監査役の請求に応じてこれを支出することとしております。また当社は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないとしております。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社では、監査役が会計監査人と定期的な会合を持ち意見交換を行っております。また、当社監査役は代表取締役と随時会合を持ち、監査の状況、経営上の重要課題について意見交換を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 重要な会議の開催状況

当事業年度において取締役会を12回開催し重要な意思決定を行なうとともに、執行役員を含めた経営会議を11回開催し執行役員の業務執行機

能および取締役による監督機能を果たしております。

監査役はそれぞれの会議に常時出席し、取締役の職務執行の監査を行っております。

② 企業集団における運営状況

グループ会社運営マニュアルに基づいたグループ会社運営を実施しております。

グループ会社へは当社から取締役や監査役を派遣し、グループ会社社長を議長とする取締役会を定期開催することによってグループ会社の経営監督を行っております。

更に、グループ会社社長と当社代表取締役とのグループ会社ミーティングをグループ会社毎に年1回実施することによって、グループ各社の経営課題把握等の討議を通じ、グループ会社の経営の効率性を高めております。

グループ会社における設備投資等の重要事案は、当社の役員会に付議されており、グループ会社の重要な業務執行についての当社への報告体制は実施されております。

③ 法令遵守への取組状況

当社グループにおいてはコンプライアンスマニュアルに基づく業務執行に努めております。

コンプライアンス教育については従業員への研修をはじめ、グループ会社の経営陣へのコンプライアンス研修会等を実施し、当社グループ全体の倫理観の維持向上に取り組んでおります。

④ 財務報告に係る内部統制への取組状況

内部統制に関する基本計画に基づき、内部統制評価を実施しております。

⑤ 反社会的勢力排除への取組状況

お取引先様との契約書等への反社会的勢力排除条項の挿入をはじめとした取組みを継続して実施しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が、製品、技術及びサービス面において競合会社との差別化を実現するためには、当社グループにおいて、①オリジナルでクリエイティブな商品の開発力の強化、②高度で幅広い技術、知識、ノウハウ等を有する人材の育成と基礎研究等の充実、③独自の安定した品質の商品を供給できる製造体制及び研究体制の確立、及び④単なる商品販売に止まらないお取引先や消費者等への奉仕を目的とする販売体制の実現などを達成することが必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要

素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、大量買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相당한対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現のための取組み

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るため、創業150周年を迎える2027年を見据え、2018年度からの3ヵ年の中期経営計画「TTC150 Stage 1」を策定し、2017年12月発表いたしました。当社は、中期経営計画において、その基本方針として次の4項目を掲げています。

- (i) 時代の変化に対応した新しい価値の創出
- (ii) 顧客本位の事業活動
- (iii) 社員一人ひとりが成長できる環境の整備
- (iv) 事業活動を通じた社会への貢献

当社は、中期経営計画に定められたこれらの基本方針に沿った諸施策を実施することこそが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に資するものと考えております。

また、コーポレート・ガバナンスの強化の取組みとして、経営陣の株主の皆様に対する責任の所在を明確化するため、当社の取締役の任期は1年となっております。また、独立性を有する社外取締役を1名選任しております。さらに、監査役4名のうち、2名は独立性を有する社外監

査役です。これら社外取締役と社外監査役が取締役会等重要な会議に常時出席し、取締役の業務執行を十分に監視できる体制となっております。

② 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、平成30年2月8日開催の取締役会において、平成27年3月27日開催の第80期定時株主総会の承認を得て更新した「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」について、内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）とし、平成30年3月29日開催の第83期定時株主総会において、本更新及び本プランに記載した条件に従った新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会に対する委任について承認を得ております。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って更新されました。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる手段を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、平成30年3月29日開催の第83期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されます。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等、株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することがあります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、前記(2)②記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは以下に掲げる理由により、その公正性・客観性・合理性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として更新されたものです。

② 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（（i）企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、（ii）事前開示・株主意思の原則、（iii）必要性・相当性の原則）を全て充足しています。

③ 株主意思の重視

本プランは、平成30年3月29日開催の第83期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂き更新されました。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

④ 独立性を有する社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

また、独立委員会は、当社の費用で、専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑤ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	19,356,279	流 動 負 債	3,736,735
現金及び預金	8,811,733	買掛金	1,274,647
受取手形	495,935	短期借入金	942,000
売掛金	2,855,630	1年以内に返済すべき長期借入金	520,000
有価証券	2,961,500	リース債務	12,229
商品及び製品	987,214	未払金	102,568
原材料及び貯蔵品	3,101,986	未払法人税等	215,016
前払費用	48,806	未払消費税等	151,797
輸出見返原料差金	44,702	未払費用	412,519
繰延税金資産	24,092	預り金	61,897
その他の流動資産	27,413	役員賞与引当金	24,695
貸倒引当金	△2,736	その他の流動負債	19,364
固 定 資 産	20,241,700	固 定 負 債	4,366,609
有形固定資産	8,470,534	長期借入金	1,754,000
建物	1,300,359	リース債務	22,184
構築物	237,883	預り保証金	114,272
機械及び装置	1,503,118	繰延税金負債	2,435,326
車両運搬具	0	退職給付引当金	11,066
工具器具備品	94,123	長期未払金	29,760
土地	5,294,278	負 債 合 計	8,103,345
リース資産	39,260	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	1,510	株 主 資 本	26,117,917
無形固定資産	150,132	資本金	2,805,266
電話加入権	6,449	資本剰余金	2,782,030
ソフトウェア	143,683	資本準備金	701,755
投資その他の資産	11,621,033	その他資本剰余金	2,080,274
投資有価証券	9,408,901	利 益 剰 余 金	22,655,460
関係会社株式	2,029,074	その他利益剰余金	22,655,460
出資金	18,721	配当準備積立金	2,740,000
長期貸付金	119,552	固定資産圧縮準備金	267
長期前払費用	19,906	別途積立金	18,150,000
破産更生債権等	1,425	繰越利益剰余金	1,765,193
会員権	68,245	自 己 株 式	△2,124,840
その他の投資	6,731	評価・換算差額等	5,376,717
貸倒引当金	△51,525	その他有価証券評価差額金	5,376,717
資 産 合 計	39,597,980	純 資 産 合 計	31,494,635
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,597,980

損 益 計 算 書

(自 平成30年1月1日)
(至 平成30年12月31日)

単位：千円

科 目	金	額
売 上 高		20,321,016
売 上 原 価		15,866,093
売 上 総 利 益		4,454,923
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,208,584
営 業 利 益		1,246,339
営 業 外 収 益		227,738
受 取 利 息	1,316	
受 取 配 当 金	155,835	
有 価 証 券 利 息	999	
固 定 資 産 賃 貸 料	24,433	
そ の 他 の 収 益	45,153	
営 業 外 費 用		21,581
支 払 利 息	16,452	
そ の 他 の 費 用	5,128	
経 常 利 益		1,452,496
特 別 利 益		225,064
固 定 資 産 売 却 益	198,364	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	26,700	
特 別 損 失		27,626
固 定 資 産 売 却 損	564	
固 定 資 産 除 却 損	2,587	
減 損 損 失	24,474	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,649,934
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	457,000	
法 人 税 等 調 整 額	45,494	502,494
当 期 純 利 益		1,147,439

株主資本等変動計算書

(自 平成30年1月1日)
(至 平成30年12月31日)

単位：千円

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金						
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
			配当準備 積立金	固 定 資 産 圧縮準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	2,805,266	701,755	2,080,274	2,740,000	287	17,350,000	1,766,839	△2,124,733	25,319,690	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当						△349,106			△349,106	
別途積立金の積立						800,000	△800,000		-	
固定資産圧縮 準備金取崩				△20			20		-	
当 期 純 利 益							1,147,439		1,147,439	
自己株式の取得								△106	△106	
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	△20	800,000	△1,646	△106	798,226	
当 期 末 残 高	2,805,266	701,755	2,080,274	2,740,000	267	18,150,000	1,765,193	△2,124,840	26,117,917	

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	6,520,753	31,840,444
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△349,106
別途積立金の積立		-
固定資産圧縮 準備金取崩		-
当 期 純 利 益		1,147,439
自己株式の取得		△106
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）	△1,144,035	△1,144,035
当期変動額合計	△1,144,035	△345,808
当 期 末 残 高	5,376,717	31,494,635

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
 - 時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

- 製 品 …… 先入先出法による原価法
- 商 品 …… 移動平均法による原価法
- 原料及び貯蔵品 …… 移動平均法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）
に基づく定額法によっております。

③ リース資産

- 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
…… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用 …… 定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

一部の従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による当期末要支給額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び対応債務

① 担保に供している資産

建物	671,943千円
構築物	133,044千円
機械及び装置	622,969千円
車両運搬具	0千円
工具器具備品	37,390千円
土地	1,297,100千円
合計	2,762,448千円

② 対応債務

短期借入金	186,000千円
1年以内に返済すべき長期借入金	80,000千円
長期借入金	688,000千円
合計	954,000千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 18,390,785千円
- (3) 関係会社に対する短期金銭債権 74,901千円
- (4) 関係会社に対する短期金銭債務 6,797千円
- (5) 関係会社に対する長期金銭債権 119,552千円
- (6) 期末日満期手形の会計処理

期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当期末日が金融機関の休日であったため、期末日満期手形が受取手形の当期末残高に、次のとおり含まれております。

受取手形	29,197千円
------	----------

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社に対する売上高 517,833千円
- (2) 関係会社からの仕入高等
- ① 仕入高 14,580千円
- ② 運賃・荷役費 72,028千円
- (3) 関係会社との営業取引以外の取引高 9,377千円
- (4) 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場	所	用	途	種	類
茨城県 神栖市		遊休資産		土地	

資産のグルーピングは、事業用資産は管理会計上の区分毎に、賃貸資産及び遊休資産は1物件毎に区分しております。

減損損失を計上した遊休資産は、時価が著しく下落しているため帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。

減損損失金額の固定資産の種類毎の内訳は次のとおりです。

土地	24,474千円
----	----------

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額を合理的に調整した価額に基づき評価しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当事業年度末株式数	摘 要
自 己 株 式	株	株	株	株	
普通株式	2,762,615	109	0	2,762,724	(注)
合 計	2,762,615	109	0	2,762,724	

(注) 普通株式の自己株式の増加109株は単元未満株式の買取請求による増加です。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

減価償却費及び減損損失	92,622千円
投資有価証券	42,229千円
貸倒引当金	16,528千円
未払事業税	15,875千円
長期未払金	9,064千円
その他	18,072千円
繰延税金資産合計	194,392千円
繰延税金負債との相殺	△170,299千円
繰延税金資産の純額	24,092千円

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金	2,355,116千円
土地	250,392千円
固定資産圧縮準備金	117千円
繰延税金負債合計	2,605,626千円
繰延税金資産との相殺	△170,299千円
繰延税金負債の純額	2,435,326千円

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,353円23銭
(2) 1株当たり当期純利益	49円30銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	20,801,111	流 動 負 債	3,974,090
現金及び預金	9,456,133	支払手形及び買掛金	1,332,450
受取手形及び売掛金	3,716,269	短期借入金	1,504,944
有価証券	2,961,500	未払法人税等	256,243
商品及び製品	1,042,827	役員賞与引当金	27,895
原材料及び貯蔵品	3,468,681	その他	852,556
繰延税金資産	29,149	固 定 負 債	4,749,709
その他	130,770	長期借入金	1,964,106
貸倒引当金	△4,219	繰延税金負債	2,547,199
固 定 資 産	19,586,142	退職給付に係る負債	28,447
有形固定資産	9,877,511	その他	209,956
建物及び構築物	1,885,454	負 債 合 計	8,723,799
機械装置及び運搬具	1,670,841	純 資 産 の 部	
土地	6,139,610	株 主 資 本	26,254,029
建設仮勘定	3,658	資本金	2,805,266
その他	177,946	資本剰余金	2,811,070
無形固定資産	223,673	利益剰余金	22,762,533
投資その他の資産	9,484,957	自己株式	△2,124,840
投資有価証券	9,409,001	その他の包括利益累計額	5,376,717
その他	144,353	その他有価証券評価差額金	5,376,717
貸倒引当金	△68,397	非支配株主持分	32,707
資 産 合 計	40,387,254	純 資 産 合 計	31,663,455
		負債・純資産合計	40,387,254

連結損益計算書

(自 平成30年1月1日)
(至 平成30年12月31日)

単位：千円

科 目	金 額	
売 上 高		22,628,904
売 上 原 価		17,773,344
売 上 総 利 益		4,855,560
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,568,146
営 業 利 益		1,287,413
営 業 外 収 益		225,223
受 取 利 息	1,747	
受 取 配 当 金	155,840	
固 定 資 産 賃 貸 料	22,952	
そ の 他 の 収 益	44,683	
営 業 外 費 用		25,332
支 払 利 息	19,015	
そ の 他 の 費 用	6,317	
経 常 利 益		1,487,304
特 別 利 益		211,077
固 定 資 産 売 却 益	199,077	
事 業 譲 渡 益	12,000	
特 別 損 失		45,306
固 定 資 産 売 却 損	1,105	
固 定 資 産 除 却 損	2,587	
減 損 損 失	24,474	
子 会 社 株 式 売 却 損	17,139	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,653,075
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	500,442	
法 人 税 等 調 整 額	31,695	532,138
当 期 純 利 益		1,120,937
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△1,276
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,122,213

連結株主資本等変動計算書

(自 平成30年1月1日)
(至 平成30年12月31日)

単位：千円

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,805,266	2,811,070	21,989,425	△2,124,733	25,481,029
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△349,106		△349,106
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,122,213		1,122,213
自己株式の取得				△106	△106
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	773,107	△106	773,000
当 期 末 残 高	2,805,266	2,811,070	22,762,533	△2,124,840	26,254,029

	その他の包括 利益累計額	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	6,520,753	33,983	32,035,766
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△349,106
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,122,213
自己株式の取得			△106
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,144,035	△1,276	△1,145,311
当 期 変 動 額 合 計	△1,144,035	△1,276	△372,310
当 期 末 残 高	5,376,717	32,707	31,663,455

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の数及び名称
5社 中島精麦工業㈱、中島倉庫㈱、㈱カネニ、㈱大田ペーカリー、久留米製麵㈱
 - ② 連結の範囲の変更
当連結会計期間中に㈱富士鳩急送の全株式を売却したことにより、同社を連結の範囲から除外しております。
 - ③ 非連結子会社の数及び名称
該当事項はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の事業年度の末日は連結会計年度と一致しております。
- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券
満期保有目的の債券
…… 償却原価法（定額法）
その他有価証券
時価のあるもの …… 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの …… 移動平均法による原価法
 - (ロ) たな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
製 品 …… 主として先入先出法による原価法
商 品 …… 主として移動平均法による原価法
原料及び貯蔵品 …… 主として移動平均法による原価法
 - ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - (イ) 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法
 - (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
また、のれんについては、期間10年の定額法によっております。
 - (ハ) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
…… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
 - (ニ) 長期前払費用 …… 定額法

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

連結会計年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

(イ) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(ロ) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による当連結会計年度末要支給額を計上しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び対応債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	1,042,133千円
機械装置及び運搬具	622,969千円
土地	1,372,126千円
その他の有形固定資産	37,390千円
合計	3,074,620千円

② 対応債務

短期借入金	186,000千円
長期借入金	904,017千円
(1年以内に返済予定のものを含む)	
合計	1,090,017千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 19,521,658千円

(3) 連結会計年度末日満期手形の会計処理

連結会計年度末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、連結会計年度末日満期手形が次のとおり含まれております。

受取手形及び売掛金	31,458千円
-----------	----------

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
茨城県 神栖市	遊休資産	土地

資産のグルーピングは、事業用資産は管理会計上の区分毎に、賃貸資産及び遊休資産は1物件毎に区分しております。

減損損失を計上した遊休資産は、時価が著しく下落しているため帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。

減損損失金額の固定資産の種類毎の内訳は次のとおりです。

土地

24,474千円

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額を合理的に調整した価額に基づき評価しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘 要
発行済株式	株	株	株	株	
普通株式	26,036,374	0	0	26,036,374	
合 計	26,036,374	0	0	26,036,374	
自己株式					
普通株式	2,762,615	109	0	2,762,724	(注)
合 計	2,762,615	109	0	2,762,724	

(注) 普通株式の自己株式の増加109株は単元未満株式の買取請求による増加です。

(2) 配当に関する事項

① 配当金の支払い

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当金額	基 準 日	効力発生日
平成30年3月29日開催 第83期定時株主総会	普通株式	349,106千円	15円	平成29年 12月31日	平成30年 3月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
平成31年3月28日開催の第84期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決 議 予 定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当金額	基 準 日	効力発生日
平成31年3月28日開催 第84期定時株主総会	普通株式	325,831千円	利益剰余金	14円	平成30年 12月31日	平成31年 3月29日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等によっており、また、資金調達については銀行借入によっております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに与信限度額を設定して期日及び残高を管理し、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は運転資金及び設備投資に係る資金調達です。なお、デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。（注）2参照

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,456,133	9,456,133	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,716,269	3,716,269	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	50,000	47,855	△2,145
② その他有価証券	12,103,426	12,103,426	—
資産計	25,325,828	25,323,683	△2,145
(4) 支払手形及び買掛金	1,332,450	1,332,450	—
(5) 短期借入金	947,000	947,000	—
(6) 未払法人税等	256,243	256,243	—
(7) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）	2,522,050	2,527,765	5,715
負債計	5,057,744	5,063,460	5,715

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額217,075千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループは、賃貸等不動産を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,359円08銭
(2) 1株当たり当期純利益	48円22銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の作成にあたり、記載金額、株数は、表示単位未満を切捨て表示しています。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年2月5日

鳥越製粉株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松嶋 敦 ①

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野宏治 ①

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鳥越製粉株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年2月5日

鳥越製粉株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松嶋 敦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野宏治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、鳥越製粉株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鳥越製粉株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立した立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月6日

鳥越製粉株式会社 監査役会

常任監査役（常勤） 楠 原 秀 俊 ⑩

監 査 役（常勤） 池 長 大 五 郎 ⑩

社外監査役 山 出 和 幸 ⑩

社外監査役 秀 島 正 博 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、業績、当社を取巻く環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定配当の維持等を総合的に勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金14円 総額325,831,100円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成31年3月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 800,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 800,000,000円

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	とり 鳥 越 徹 (昭和38年3月19日生)	昭和63年4月 株式会社三和銀行 (現、株式会社三菱UFJ銀行) 入行 平成12年2月 当社入社 平成14年3月 当社取締役経営企画室担当 平成16年3月 当社常務取締役 平成21年3月 当社取締役専務執行役員 営業本部長代行、 経理本部長、経営企画室担当 平成22年3月 当社代表取締役社長執行役員 平成24年3月 当社代表取締役会長 平成25年3月 当社代表取締役会長執行役員 平成27年3月 当社代表取締役会長 平成28年3月 当社代表取締役会長兼社長 現在に至る	448,262株
(取締役候補者とした理由) 鳥越徹氏は、入社以来、経営企画室を中心に当社中核部門を経験するとともに平成14年から取締役を務めており、経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。			
2	たか 高 峰 和 宏 (昭和26年8月2日生)	昭和51年3月 当社入社 平成14年3月 当社取締役研究開発部長 平成16年3月 当社執行役員研究開発部付部長 平成18年3月 当社常務執行役員 平成23年3月 当社取締役常務執行役員 研究開発本部長 平成24年3月 当社代表取締役社長執行役員 平成28年3月 当社取締役副会長 製造本部管掌 現在に至る	31,644株
(取締役候補者とした理由) 高峰和宏氏は、入社以来、研究開発部門における豊富な経験と実績に加え、平成24年からは4年間当社の代表取締役社長を務めるなど、経営に関する高い見識も有することから取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	なか がわ たつ ふ み 中 川 龍 二 三 (昭和34年6月13日生)	昭和58年4月 当社入社 平成19年3月 当社執行役員経理部長 平成22年3月 当社取締役執行役員経理部長 平成25年3月 当社取締役執行役員経理部長、 経営企画室長 平成27年3月 当社取締役執行役員管理本部長、 経理部長 平成28年3月 当社取締役常務執行役員 管理本部長、経理部長 現在に至る	21,300株
(取締役候補者とした理由) 中川龍二三氏は、入社以来、経理部を中心に一貫して当社管理部門に携わり、財務、経理、総務に関する高い専門性と豊富な経験を有していることから取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。			
4	た なか ゆう じ 田 中 優 次 (昭和23年2月26日生)	昭和47年4月 西部瓦斯株式会社入社 平成14年6月 同社取締役 平成17年6月 同社常務取締役 平成19年6月 同社専務取締役 平成20年4月 同社代表取締役社長 平成22年6月 同社代表取締役社長 社長執行役員 平成23年3月 当社取締役 現在に至る 平成23年6月 株式会社西日本シティ銀行監査役 平成25年4月 西部瓦斯株式会社 代表取締役会長 現在に至る 平成25年6月 広島ガス株式会社監査役 現在に至る 平成28年6月 若築建設株式会社取締役 現在に至る 平成28年10月 株式会社西日本フィナンシャルホールディングス 取締役監査等委員 現在に至る	0株
(社外取締役候補者とした理由) 田中優次氏は、豊富な経営者経験および幅広い見識等を有していることから社外取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 田中優次氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社と田中優次氏との間では、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となっており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同内容の責任限定契約を継続して締結する予定であります。
4. 当社は、田中優次氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	いけなが だいごろう 池長 大五郎 (昭和23年11月25日生)	昭和47年3月 当社入社 平成14年3月 当社取締役 平成16年3月 当社執行役員研究開発部長 平成18年3月 当社常務執行役員研究開発部(国際業務)兼品質保証室担当兼事業開発室長 平成19年9月 当社執行役員事業開発室長 平成20年4月 当社営業部付部長 平成27年3月 当社監査役(常勤) 現在に至る	19,400株
(監査役候補者とした理由) 池長大五郎氏は、入社以来、研究開発部、国際部、製造部、営業部など幅広い部門での豊富な実務経験と高い見識を有し各部門の業務に精通していることから監査役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	おだひろゆき 小田博之 (昭和22年6月11日生)	昭和50年3月 当社入社 平成12年3月 当社取締役東京事務所長 平成16年3月 当社執行役員東京事務所長 平成18年3月 当社常務執行役員営業本部副本部長、 業務部長 平成19年3月 当社常務執行役員業務本部長、 東京事務所長 平成21年3月 当社取締役常務執行役員総務本部長、 業務本部長 平成22年3月 当社常務執行役員業務本部長 平成22年9月 当社常務執行役員内部監査室長 平成27年3月 当社常務執行役員品質保証室長 平成31年1月 当社常務執行役員品質保証室担当 現在に至る	29,420株
(監査役候補者とした理由) 小田博之氏は、入社以来、業務部、東京事務所、営業部、総務部など幅広い部門での豊富な経験を有するほか、内部監査室長や品質保証室長も務めた経験を有していることから監査役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。			
3	ひでしままさひろ 秀島正博 (昭和31年8月22日生)	昭和55年10月 監査法人中央会計事務所入所 昭和59年4月 公認会計士登録 平成7年7月 秀島公認会計士事務所開設 平成7年8月 税理士登録 平成11年7月 メディアファイブ株式会社監査役 平成19年3月 当社監査役 現在に至る 平成20年8月 メディアファイブ株式会社取締役 平成26年8月 メディアファイブ株式会社監査役 現在に至る	0株
(社外監査役候補者とした理由) 秀島正博氏は、公認会計士および税理士としての豊富な経験や専門知識を有していることから社外監査役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	おか ぎき しん すけ 岡 崎 信 介 (昭和34年10月24日生)	平成2年4月 弁護士登録 加藤達夫法律事務所入所 平成8年5月 ジャスト法律事務所開設 平成16年4月 福岡県弁護士会業務事務局長 平成16年4月 財団法人交通事故紛争処理センター 嘱託弁護士 平成22年4月 福岡県弁護士会副会長兼福岡県弁 護士会福岡部会部会長兼九州弁護 士会連合会理事 平成23年4月 福岡県弁護士会住宅紛争審査会紛争 処理委員 現在に至る 平成24年4月 福岡県弁護士会紛争解決センター 紛争処理委員 現在に至る 平成28年3月 当社補欠監査役 現在に至る	0株
(社外監査役候補者とした理由) 岡崎信介氏は、弁護士としての長年の経験や専門知識を有していることから社外監査役と して適任と判断し、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 監査役候補者 小田博之氏および岡崎信介氏は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 秀島正博氏および岡崎信介氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社と秀島正博氏との間では、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となっており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同内容の責任限定契約を継続して締結する予定であります。また、岡崎信介氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

5. 当社は、秀島正博氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、岡崎信介氏の選任が承認された場合、同氏を両証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所へ届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の社外監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
やす ほん のぶ ひと 安原 伸人 (昭和43年2月25日生)	平成12年4月 弁護士登録 村山博俊法律事務所入所 平成17年4月 安原法律事務所開設 平成21年4月 安原・松村法律事務所開設 平成21年6月 日本弁護士連合会住宅紛争処理機関 検討委員会副委員長 平成24年4月 福岡県弁護士会総務事務局長 平成25年4月 福岡県弁護士会業務委員会副委員長 平成25年4月 福岡県弁護士会住宅紛争審査会 運営委員会委員長 平成25年5月 福岡県弁護士会協同組合常務理事 現在に至る 平成25年6月 日本弁護士連合会リーガルアクセス センター委員会副委員長 現在に至る 平成26年1月 安原・松村・安孫子法律事務所開設	0株
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 安原伸人氏は、弁護士としての長年の経験や専門的知識を有していることから補欠の社外監査役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、安原伸人氏が監査役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は250万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となります。
3. 当社は、安原伸人氏が監査役に就任された場合、同氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

福岡県うきは市吉井町1001番地 4
うきは市文化会館

